

徳島県告示第六百二十五号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和四年十月二十八日から施行する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表長原加入区の項中

- 2 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 3 小型定置漁業
- 4 主として延縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 5 1、3及び4に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

- 2 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）及び主として延縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 3 小型定置漁業
- 4 1から3までに掲げる（2）にあつては、主として延縄を使用して営むもの。 （以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十

に改める。

う漁  
総ト  
の（  
用の  
船の  
満の  
漁業  
ては  
に限  
する  
トン